

## ○「上田市子ども・子育て会議」の概要

H25.12.13（金）

- 1 機関名称 上田市子ども・子育て会議
- 2 設置根拠 上田市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 10 月 4 日施行）
- 3 任 務  
子ども・子育て支援法第 77 条に規定する任務
  - (1) 平成 27 年 4 月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」の実施根拠となる「上田市子ども・子育て支援事業計画」の策定内容等に関し意見を述べること。
  - (2) 上田市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項や施策の実施状況について調査審議すること。
- 4 「子ども・子育て支援新制度」の概要 （別紙概要）
- 5 委員数 20 人以内
- 6 委員構成 子どもの保護者、事業主の代表、労働者の代表、子ども・子育て支援事業の関係者、学識経験者等
- 7 委員任期 2 年
- 8 委員報酬 日額 6,800 円（会議 4 時間未満の場合は 3,800 円）
- 9 会議開催予定
  - (1) 平成 25 年度（～平成 26 年 3 月）
    - ・ 第 1 回会議 平成 25 年 12 月 13 日（金）  
委員委嘱・新制度概要・ニーズ調査について等
    - ・ 第 2 回会議 平成 26 年 1 月中下旬  
ニーズ調査について・事業計画について等
    - ・ 第 3 回会議 平成 26 年 3 月（予定）
  - (2) 平成 26 年度（～平成 27 年 3 月）
    - ・ 年間で 6 回程度開催予定。必要に応じて専門部会を開催

○上田市子ども・子育て会議条例

平成25年10月4日  
条例第34号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定により、子ども・子育て支援に関する事項について審議するため、上田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成18年条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略